

5 高第 8 6 9 号
令和 5 年 8 月 1 日

各高齢者施設等管理者 様

京都府健康福祉部長

京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等交付要領の
一部改正について（通知）

平素は京都府の健康福祉行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、府内の高齢者施設等において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、医師及び看護師による治療が可能な体制を構築し、万全の態勢で療養できる環境を整備することを目的に件名事業を実施してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の5類位置づけ変更後においても、同様に高齢者施設等において治療可能な体制を構築するため、「京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等交付要領」の一部を改正し、事業を実施することとしましたので通知します。

（添付書類）

- ・ 京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業に係る新型コロナウイルス感染症5類位置づけ変更後(5/8～)の取扱いについて（改正概要）
（施設内療養支援事業関係、施設訪問診療等協力機関関係）
- ・ 京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等交付要領の一部改正について（新旧対照表）
- ・ 京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等交付要綱（改正後要綱）
- ・ 施設内療養支援事業に係るQ & A
- ・ 施設訪問診療等協力機関支援事業に係るQ & A
- ・ （参考）交付申請書類一式

担 当	高齢者支援課介護予防・認定係 田中
	TEL : 075-414-4570
	E-mail : koreishien@pref.kyoto.lg.jp